

地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例をここに公布する。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十四号

地方独立行政法人法第十九条の二第四項に規定する条例で定める額を定める条例

県が設立する地方独立行政法人に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十九条の二第四項に規定する条例で定める額は、地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第三条の二第一項に規定する基準報酬年額に、次の各号に掲げる役員又は会計監査人の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 理事長又は副理事長 六
- 二 理事 四
- 三 監事又は会計監査人 二

附 則

この条例は、公布の日から施行する。